

資料 No.1

高年齢雇用継続給付の内容及び 支給申請手続について

被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に支給申請等の手続を行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職者の方を対象とする給付金であり、事業主の方を経由して支給申請等の手続を行っていただくようお願いします。

なお、賃金証明書や受給資格確認票の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

※令和7年4月1日以降に60歳となる方等は支給率が下がります。詳細は、p7をご覧ください。



厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所（ハローワーク）

高年齢雇用継続給付の給付金早見表

【早見表の見方】

60歳到達時の賃金月額と比較した支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額）の低下率に応じた支給率を、支給対象月に支払われた賃金額に乗ずることにより高年齢雇用継続給付の給付金の支給額がわかります。

低下率	支給率	低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	68.00%	6.73%
74.50%	0.44%	67.50%	7.26%
74.00%	0.88%	67.00%	7.80%
73.50%	1.33%	66.50%	8.35%
73.00%	1.79%	66.00%	8.91%
72.50%	2.25%	65.50%	9.48%
72.00%	2.72%	65.00%	10.05%
71.50%	3.20%	64.50%	10.64%
71.00%	3.68%	64.00%	11.23%
70.50%	4.17%	63.50%	11.84%
70.00%	4.67%	63.00%	12.45%
69.50%	5.17%	62.50%	13.07%
69.00%	5.68%	62.00%	13.70%
68.50%	6.20%	61.50%	14.35%
		61.00%以下	15.00%

- (注) 1 60歳到達時の賃金月額は、算定した額が494,700円を超える場合は、494,700円となります。
また、算定した額が86,070円を下回る場合は、86,070円となります。
- (注) 2 高年齢雇用継続給付の支給限度額は、376,750円ですので、支給対象月に支払われた賃金の額に上記により算定した「支給額」を加えた額が376,750円を超える場合は、376,750円から支給対象月に支払われた賃金の額を減じた額が支給額となります。
- (注) 3 また、上記により算定した「支給額」が、2,295円を超えない場合は、高年齢雇用継続給付は支給されません。
- (注) 4 なお、(注) 1 から(注) 3 までの金額は、令和7年7月31日までの額です。
「毎月勤労統計」の平均定期給与額により毎年8月1日に改定されます。

令和7年4月1日以降に60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年以上となった日）を迎えた方の支給率は、低下率が64%以下の場合は賃金額の10%、低下率が64%超75%未満の場合は支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額）が増える程度に応じ10%から一定の割合で減じた率、低下率が75%以上の場合は0.00%となります。
p 5 ③・④の支給限度額・最低限度額の扱いは変わりません。

なお、令和7年3月31日以前に60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年以上となった日）を迎えた方は、従来どおりの支給率のままです。

再就職手当と高年齢再就職給付金との併給調整について

ポイント1 2つの給付金は併給できません

雇用保険法第61条の2第4項の規定により、同一の就職につき、高年齢再就職給付金の支給を受けた場合には再就職手当が、再就職手当の支給を受けた場合には高年齢再就職給付金が支給されません。

ポイント2 どちらにするかはご本人が慎重に選択を

どちらか一方の給付金が支給された場合、もう一方の給付金については支給を受けることができませんので、慎重に選択してください。